

京都市上下水道局告示第11号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号及び第3号の規定に基づき商号及び営業所の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成18年6月22日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 届出業者名等

京都市伏見区日野野色町79番地の9

有限会社吉田水道

代表者取締役 吉田 伸一

2 変更事項（商号及び営業所の変更）

(1) 商号の変更

吉田水道から有限会社吉田水道に変更

(2) 営業所の変更

京都市伏見区醍醐外山街道町7番地の102から京都市伏見区日野野色町79番地の9に変更

(上下水道局下水道部管理課)